



出典 : Geologic Map, 2010、 Mines and Geosciences Bureau (MGB)

フィリピンの地質・活断層地図

3. 第2回ワーキンググループ「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の用語解釈・範囲

3.1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」回答

問．「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか。

答．「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」は、国や地方政府等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域のことです。その地域には、世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。

なお、JICA が協力する事業の対象地域が自然保護もしくは文化遺産保護を目的として指定された地域に該当するか否かは、国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリ等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

< 政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域 >

1. 国や地方政府等が自然保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
2. 国際的に自然保護の重要性が認められている地域であり、例えば、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地。

< 政府が法令等により文化遺産保護のために特に指定した地域 >

1. 国や地方政府等が文化遺産の保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
2. 国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域であり、例えば、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域。

参考：IUCN の保護地域の定義：「自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以って認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。」

3.2 第2回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。
- まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とするべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にする